

「ひきこもり」のことで、何かお困りごとはありませんか？ あなたのそばに、相談できる場所があります



西ノ島町では、「ひきこもり」に関する **相談窓口** をご用意しています。

ひきこもりは、誰にでも起こりえます。 悩みや苦しみを抱え込む前に、「お悩み」や「気になっていること」など、どのようなことでも結構ですので、**あなたのタイミングでお気軽に**下記の相談窓口までお聞かせください。

Q どんな場合に相談をすればよいですか？

A まずは、ささいなことでも何でも、安心して相談してください。
ご本人やご家族に寄り添いながら、お話をお聞きます。

今は働いていなくて家にいる、近所のコンビニ、商店などには出かけるが、ふだんは一人で家にいる、長年外に出ていないなど、お一人お一人の状況に応じて、必要とする支援をご紹介します。

あなたが一歩を踏み出したいタイミングで、「お悩み」や「気になっていること」など、どのようなことでもお聞かせください。

Q 対象年齢はありますか？

A 年齢制限はありません。
ひきこもりについて気になる方は、何歳の方でもご相談いただけます。

Q 家族が相談してもいいのですか？

A ご家族は、ひきこもりで苦しんでいるご本人にとって、一番身近な支援者です。
ご家族の方もご相談ください。



「ひきこもり」に関する相談窓口：

西ノ島町役場（健康福祉課）

〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田600番地4

● 電話番号：08514-6-0104

● ファックス：08514-6-1183

西ノ島町社会福祉協議会

〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田2485番地

● 電話番号：08514-6-1470

● ファックス：08514-6-0082

隠岐保健所（島前保健環境課）

〒684-0302 島根県隠岐郡西ノ島町大字別府56番地17
島根県島前集合庁舎内2階

● 電話番号：08514-7-8121

● ファックス：08514-7-8910

西ノ島町以外の「ひきこもり」相談窓口：

島根県ひきこもり支援センター （島根県立心と体の相談センター）

〒690-0011

島根県松江市東津田町1741番地3

いきいきプラザ島根2F

● 電話番号：**0852-21-2045**

▼ホームページ

島根県ひきこもり支援センター

（島根県のホームページ内）

検索



生活保護の申請は国民の権利です

生活保護とは、病気やけがで働けない、年金などを受け取ったりしても生活ができない場合などに、最低限の生活を保障し、自分の力で生活できるようになるまで援助する制度です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。



持ち家がある人でも申請できます。利用しうる資産を活用することは保護の要件ですが、居住用の持ち家については、保有が認められる場合があります。まずにご相談ください。

※利用しうる資産を活用することが保護の要件ですが、例外もあります。



自動車については処分していただくのが原則ですが、通勤用の自動車を持ちながら求職している場合に、処分しないまま保護を受けることはできる場合があります。



扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できない、ということはありません。

保護のしくみって？



- ▶ 保護を受けることができるかどうかは、国の定める基準に基づいて算定した最低生活費と世帯の収入とを比べて判断します。
※基準は年齢や世帯状況によって異なります。
- ▶ 世帯の収入が最低生活費より少ない場合には、その差額を保護費として支給します。
※その他、世帯の状況に応じて、各種加算、住宅扶助費、医療・介護にかかる扶助費等が給付されます。

保護の種類は？



1. 生活扶助... 食費、衣服費、光熱水費など日常の暮らしに必要な費用
2. 教育扶助... 義務教育に必要な学用品費、給食費など
3. 住宅扶助... 家賃、地代、家屋補修費など
4. 医療扶助... 病院、診療所にかかる時の費用、治療材料費（眼鏡代など）など
5. 介護扶助... 介護サービス（施設の入所、ヘルパーの利用など）の費用
6. その他... 出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

保護を受けるには？



- ▶ 生活保護を受けるためには、お住まいの福祉事務所（役場健康福祉課）に申請することが必要です。
- ▶ 申請に基づいて、福祉事務所は必要な調査を行い、保護が必要かどうかを決定します。
- ▶ 保護適用後には、世帯の実態に応じた訪問調査、指導、援助を行います。

相談窓口：西ノ島町役場 健康福祉課 ☎ 08514 - 6 - 0104